

# 東彼杵町内へ転入し 住宅を建築する方に 土地を差し上げます



東彼杵町へ新たに住む方に宅地を無償で貸付し、住宅建築後に譲与します。

対象地：東彼杵町彼杵宿郷312番1 宅地 114.48㎡

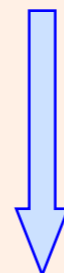
対象者：

- ①平成31年1月25日時点で東彼杵町外に住民票の登録があり、東彼杵町へ住民登録をして居住しようとする者
- ②50㎡以上の住宅を建築しようとする者（仮設用ユニットハウスなど簡易な仕様・構造の住宅を除く）
- ③市区町村税を滞納していない者
- ④その者又は同居している親族（同居しようとする者を含む）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員その他反社会的団体の構成員でない者
- ⑤日本の国籍を有する者

募集期間 平成31年1月25日（金）～平成31年3月20日（水）

## 土地の借受・取得までの流れ

1. 平成31年3月20日まで  
「東彼杵町定住促進住宅用地貸付申請書」を役場財政管財課へ提出



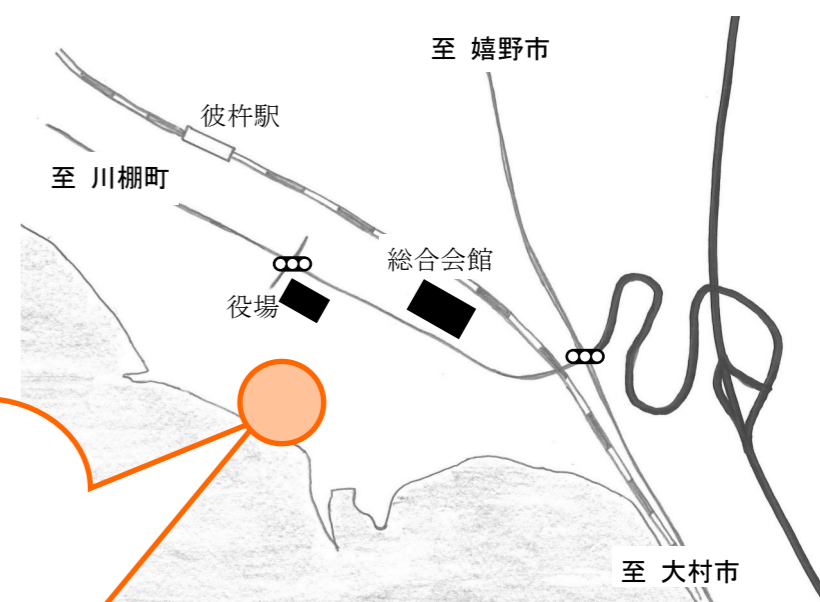
申請書に添付する書類  
 ①戸籍謄本及び住民票の写し  
 ②前年度所得証明書（所得のある世帯員全員分）  
 ③市区町村税の納税証明書 ④確約書（印鑑証明書付）  
 ⑤住宅建築計画書 ⑥履歴書

2. 申請内容を審査し、貸付者を決定（申込多数のときは、くじ引き抽選とします）
3. 平成31年4月 貸付契約締結（契約保証金10万円を町へ納付）  
※契約保証金は貸付期間が満了し譲与決定を行ったときに返金します
4. 無償貸付（契約締結から2年以内に住宅建築）
5. 土地の譲与申請（土地の譲与決定）

## 場所 東彼杵町彼杵宿郷312番1

### 【所要時間】

東彼杵町役場まで・・・徒歩7分  
 JR大村線彼杵駅まで…徒歩9分  
 彼杵本町バス停まで……徒歩7分  
 彼杵小学校まで・・・徒歩7分  
 彼杵中学校まで・・・徒歩16分



### 【お問い合わせ先】

東彼杵町財政管財課管財契約係  
 TEL：0957-46-1205  
 FAX：0957-46-1152  
 E-mail：kanzai@town.higashisonogi.lg.jp